

第2部 1951年12月の日米交渉

平和条約（および安保条約）は1951年11月18日国会を通過、同日批准、28日ワシントンで批准書の寄託を了した。11月17日にはわが在外事務所が台北に設置されたことを付記しておく必要がある。

11月20日ワシントン電報は、ダレス顧問が12月早々東京を訪問するはずだがその関心は主として経済上の事由からくる日本の中共接近にたいする危惧であると報じた。29日にはダレス顧問自ら國務省で日本人記者と会見し近く訪日の予定であると語り、「訪日の目的は？」との質問にたいし「上院外交委員会の民主・共和両党の有力者であるスミス（共和）スパークマン（民主）両氏とともに対日平和条約の批准を促進しようというのが唯一の目的である。交渉を要することはすべてアリソン次官補代理がやることになっている。アリソン次官補代理のこれについての任務はラスク次官補が行政協定取り決めの仕事をすまずで当分継続されるだろう。わたくしに残されたただ一つの仕事は条約を批准まで持つてゆくことである」と答えた。ダレス一行の来日を前に事務当局は直ちに準備作業に着手した。

第1準備作業

1 ダレス一行の関心が中国問題にあることはじゅうぶんに承知されたが、来るべき日米会談に際しては中国問題のみならずその他わが方として重大な関心をもつ諸問題についてもわが方の所見ないし要望を伝え、または、わが方の立場を説明すべきであるとの見地からして、事務当局は総理に提示するため「ダレス会談資料」なるものを作成した。

「ダレス会談資料」第1次案は11月26日付作成で (1)中国問題 (2)朝鮮問題(3)賠償問題 (4)行政協定問題 (5)南西諸島問題 (6)平和条約未調印国との国交調整問題 (7)再軍備問題の7項目を包含している。これらの項目は当時における事務当局の関心が那邊にあつたかを如実に示すものである。

2 「ダレス会談資料」第2次案は12月8日付作成で同じく7項目にわたるものである。第1次案に比較すると、「中国問題」の基調を「平和条約第26条による2国間平和条約のための交渉は、中国代表問題が国際的に解決されるまで見送るべきである」に置きつつ第1次案が「なお、平和条約発効後、国民政府が進んでわが国に対して戦争終了宣

言をなすことによつて両国政府間に外交関係を回復することに異存がない」とするにたいし第2次案は同じ基調を保持しつつも「日本政府は平和条約の効力発生と同時に台北政府との間に国交を回復し大使交換をなす方針である」と積極的態度を表示したこと、「平和条約未調印国との国交調整問題」のうちソ連について第1次案は「最も問題となるのは、駐日ソ連代表団の取扱いの問題である。日本政府としては、この問題のために、現在以上日ソ関係を悪化させることを希望しない。よつてソ連の出方を注視することとし、この間、現在通りの取扱いをカーテシイとして事実上与えることとしたい。ソ連代表部のステータス問題は、条約発効後におけるワシントンにおける極東委員会及び東京における対日理事会のステータスの問題とも関連する問題であるので、この問題が関係連合国で解決されれば、それとにらみ合せて、日本政府は、処置を考えることとしたい」とのべているにたいし第2次案は簡単に「ソ連代表部のステータスは、条約発効後におけるワシントンにおける極東委員会及び東京における対日理事会のステータスの問題とも関連する問題であるので、この問題が関係連合国で解決されれば、それとにらみ合せて、日本政府は、処置を考えることとしたい」というにとどめたこと、第1次案の「再軍備問題」が「再軍備が今直ちに実現できないとの従来の考え方に変更はない」の立場から出発し「もつとも日本が自国の安全保持を米国の好意にまっことは、暫定的な措置であつて、独立回復後において、日本が、有効な自衛力の整備に乗り出すべきであるとの意見には異存ない。しかしながら、先ず再軍備実施のための基盤を、国の内外において、整えなければならない」として縷々日本の為すべきことを説明しているにたいし第2次案は標題を「自衛力強化問題」に改め率直に「日本が自国の安全保持を米国の好意にまっことは、暫定的な措置であつて、独立回復後において、日本が、有効な自衛力の整備に乗り出すべきである」との方針の下に、当面の対策として「(イ)治安担当の國務大臣の設置、(ロ)警察予備隊と海上保安庁の装備・訓練の強化、(ハ)将来軍隊の幹部となるべき人員の養成のための特殊学校の設立、(ニ)警察予備隊と海上保安庁の増員とその装備・訓練の軍事的強化をあげたことなどが両案の相違であつて—これらの修正は事務当局間で論議の結果加えられたものである—、他は同ような内容である。

第2次案には、英文をも用意しておいた。第1次案および第2次案の全文は、付録11および12に収めてある。参照ありたい。

3 12月10日午前目黒官邸で「ダレス会談資料」第2次案を吉田総理に差し出し説明を行なった。当時の筆者の日記は

「10日午前ダレス会談資料（第2次案）について説明した。原則として承認された。総理の意見のうち重要なのは、次の3点であった。

- (イ) 中国問題 作文の条項の順序をかえられる。趣旨は全く同じで、この点作業者としてうれしかった。
- (ロ) 賠償問題 政府が何をしてきたかを具体的に詳しく書くよう要望された。
- (ハ) 南方諸島 「信託統治にしないでくれ」の一事は、政府首班(条約に調印した)として言い難い。この1句を削除して、他は同意された。南方諸島に関する作業をダレス特使に呈出しうることになったことは、よろこばしい……」

と誌している。

4 10日夕刻総理の意見をいれて作成を了した第3次案は、「自衛力増強問題」を落とし(1)中国問題、(2)朝鮮問題、(3)賠償問題、(4)行政協定問題、(5)南西諸島問題、(6)平和条約未調印国との国交調整問題の6項目を包含し、だいたい下記のような内容であった。

(1) 中国問題

- 1 日本政府は中国との国交を調整し両国の関係をなるべくすみやかに平常化することを熱望する。
- 2 しかしサン・フランシスコ平和条約を違法としてこれを否認し、かつ、国連憲章に違反して朝鮮において行動しておる中共政府を相手として、中日国交調整をなすがごとき意向は、毛頭ない。日本共産党は、近時、北京より指令をうけておる疑がある。だから、日本の内政からみても、中共政府と公的な関係をもつがごときは、なすべからざることである。

3 中国代表問題は、将来いずれの日にか必ず解決される問題であると信じ、かつ、その解決の日の速かならんことを希望する。日本政府は、平和条約第26条による2国間平和条約の締結は、中国代表問題が国際的に、少なくとも米英間に、解決されるまで見送るべきであると考える。

4 しかし、日本政府は、従来台北政府との間に貿易協定を締結し、かつ、先般台北に在外事務所を設置して、同政府と公的交渉を維持してきた。日本政府は特派使節を派遣して国交調整の下準備をなさしめる用意を進めている。更に、

日本政府は、サン・フランシスコ条約の効力発生と同時に台北政府との間に国交を回復し大使の交換をなす方針である。

(2) 朝鮮問題

1 朝鮮事変

日本政府は、事変が円満に解決されること、少くとも休戦会談が成功して朝鮮における軍事情勢が現在より悪化しないことを希望する。国連が朝鮮において行動を続行するかぎり日本政府は現在同様の援助と協力を国連加盟国に提供する。平和条約および安保条約の発効後におけるこの種の協力継続について、必要があれば、行政協定交渉の際、所要の取極をなすことに異存がない。

2 日韓関係

日本政府は10月20日以来韓国代表团と交渉を開始したところである。交渉の経緯は、別に報告として差しあげるとおりである。来年2月頃には交渉を再開することとし両国間の基本関係を設定する条約を締結したい意向である。このほか、平和条約の規定するところにしたがい、両国間の請求権に関する問題(4条)、および漁業に関する問題(9条)についても交渉を開始し前記条約と同時期に解決に到達し、また、通商関係に関する問題(12条)についてもそれについて交渉を開始してゆきたいと思っている。

日鮮関係は日本政府の最も重視するところのものであつて、近く外務省顧問松本俊一を主班とする特派使節を派遣して今後の両国国交の樹立に資したいと考えている。

(3) 賠償問題

1 賠償問題については、格別の御配慮によつて条約第14条(a)の規定によつて役務賠償ということに決定された。日本政府はこの規定にしたがつて義務履行のため誠意をもつて最善の努力をつくす積りである。賠償問題は、大蔵大臣において、じゅうぶん考えておるが、問題の重要性にかんがみ、前蔵相津島寿一および前在ビルマ大使村田省蔵を外務省顧問に任命して、同問題に関し援助を求むることとした。平和条約第14条(a)の履行については、大蔵その他関係各省の間に研究をさしている。一応の結論は、別添のとおりである。これにたいする御意見を承りたい。

2 賠償交渉のためインドネシアからは最初11月中旬代表団が来日する予定であつたが、これが延引し12月中旬交通大臣を主班とする代表団14名および議員11名からなる日本経済視察団がくる予定である。大蔵大臣および津島顧問に接せしむる所存である。

フィリピンについては同国政府から賠償交渉のために使節団派遣を要求してきたので1月中旬に津島顧問を首班とする使節団をマニラに派遣するよう目下フィリピン政府と交渉中である。

3 条約の建前は、賠償を役務に限定しているが、フィリピンおよびインドネシアはともに金銭賠償および実物賠償を希望しており、交渉に当つては強硬に主張してくるものと考ええる。

のみならずわが国の賠償負担能力、役務の解釈等についても彼我の間にはなはだしい見解の相違が起るものと考えられ、賠償交渉はきわめて困難で長引くことが予想される。両国は、賠償交渉を批准に関連せしめ、賠償額など具体的言質を得ようとするに違いないが、わが方は、容易にこれに応ずるを得ない。

交渉が行詰つた場合、(イ)求償国が賠償の権利を放棄すること、および(ロ)わが国の負担がわが国の賠償能力でまかない得る程度に僅少であることを絶対条件として借款供与の方法による経済協力の形式によつて交渉を妥結することを考慮する適否について御意見をもらされたい。

(4) 行政協定問題

行政協定については、国会において非常に議論された。国民も重大な関心をもっている。

国会において問題とせられた点は、次の諸点であつた。

(イ) 行政協定によつて規定さるべき事項は、厳に軍の配備の条件に限るべきである。しかもこれらの条件のうち国会の立法事項に属する事項については、国会の立法権を尊重すべきであるとの意見が強かつた。政府は、行政協定によつて国会の立法権が拘束されることがないと答えた。とくに国会で問題にされたのは、駐屯軍の法的地位であつた。この事項は従来話し合いでは行政協定の内容とするということであつたが、これは北大西洋条約諸国の間の条約のように行政協定とは別個の条約にしたい。

(ロ) 防衛分担金について非常な関心がもたれた。政府は、国の安全を守つてくれる軍隊の経費についてわが国が分担すべきは当然であると回答した。

本年2月には、経費分担は、英米間に行われているのと同じ原則によりたいとの話しを了承した。しかし最近ドッジ氏は、きわめて高額な分担金を負担すべきであるとの意見を有していられるようであるが、この点については、今年2月の話し合いの後米国政府においてなんらかの方針の変更があつたものであるか。賠償その他対外関係の考慮からであるのか。真意を承りたい。

(ハ) 行政協定に関する日本の要請については、従来シーボルト大使、また、最近ラスク次官補に詳細提出しておいた。この要請には日米両国国交の大局上よりして最大限の好意的考慮を払われるようお願いしたい。

(5) 南西諸島問題

南西諸島に関しては、平和条約で、これを日本領土として残し、住民を日本人として残すことにせられたのはまことに感謝にたえない。米国が南西諸島を管理せられようとするのは、極東の平和と安全のための軍事上の必要に基くものであると了解する。この軍事的必要の許す範囲内において、できるだけ現地住民の希望に応ずるように措置されるよう切望する。

話し合いの素材として、日本政府の希望をまとめた書き物を差し上げる。できるだけ早く両政府間に話し合いを開始して、日本国民とくにこれら諸島の住民の熱望に応ずるように処置してもらいたい。

(6) 平和条約未調印国との国交調整問題

1 日本政府は、未調印国とも逐次平和関係を設定してゆきたいと考える。

最近、インドおよびイタリアとは平和関係設定に関する公文を交換した。ユーゴスラヴィアとも在ワシントン在外事務所とユーゴ大使館との間に話合中である。

2 ソ連代表部のステータスは、条約発効後におけるワシントンにおける極東委員会および東京における対日理事会のステータスの問題とも関連する問題であるので、この問題が関係連合国で解決されれば、それとにらみ合わせて、日本政府は措置を考えることとしたい。

第3次案の全文は、付録13に収めてある。英文は11日作成して総理に提出したも

の。筆者の日記には、12月1日のところに「第3次案による英文を作成して（小畑君）、総理に呈出し、総理のダレス会談の用意をととのえる」とある。

後日総理の手許から条約局に返戻された第3次案の表紙には総理がサインされ（廃案）と大きく書きいれておられる。その下に西村とサインして「廃案に非ず総理の参考資料として作成したものである。「ダレスに出さず」との意味で「廃案」と書かれたものであろう」と注してある。ダレス特使に手交できるよう“To Ambassador Dulles”の表紙をつけた英文まで用意して差しだしておいたところ、そのまま返戻されたことにつながりしたというか負け惜しみというかそんな気持が感じられる。事のこうなつた事情は、後に記録してある会談の経過によって御承知ありたい。

5 「ダレス会談資料」には、三つの文書が付属している。

「朝鮮問題」の「日本政府は10月20日以来韓国代表団と交渉を開始したところである。交渉の経緯は、別に報告書として差しあげるとおりである」に対応するもの。付録1.4に収めてある。

「賠償問題」の「平和条約第14条(a)の履行については大蔵その他関係各省の間に研究をさしている。一応の結論は、別添のとおりである。これにたいする御意見を承りたい」に対応するもの。第2次案付属は、付録15に収めてある。10日午前2次案を総理に提出説明した際この文書 Basic Principles on Reparations をより具体的なものとなすよう注意があつたので、書き改めて第3次案の付属としたのが付録16に収めた文書である。

「南西諸島問題」の「話し合いの素材として、日本政府の希望をまとめた書き物を差し上げる。できるだけ早く両政府間に話し合いを開始して、日本国民とくにこれら諸島の住民の熱望に応ずるように処置してもらいたい」に対応するもの。この文書 “Practical Arrangements” for the Southern Islands は、前者とは逆に、10日午前の総理にたいする提出説明の結果簡潔なものに書き改めることとなつた。第2次案に付属したもの（12月1日付のもの）は付録17に、また、第3次案に付属のもの（12月10日付のもの）は付録18に収めてある。

第2 ダレス一行の到着

1 上院外交委員会極東問題分科会委員長スパークマンおよびスミス両議員は8日夜ダ

レス顧問より一足さきに台北経由来日した。スパークマン議員は羽田空港で

「約10日間滞在するつもり。ダレス氏がきてみなければつきりいえないが、日本の再軍備および中国政府選択問題は日本政府と話し合ううえの主な議題となろう。わたくし個人としては日本政府に国民政府を選ぶよう勧めたい気持がじゆうぶんある」と語つた。

ダレス顧問は10日午後夫人同伴ホノルル経由東京に着いた。顧問が羽田空港で発表したステートメントは要旨つぎのようなものであつた。

「今度来日したのはわたくしの希望によるもので、来なければならなかつたからではない。わたくしは講和、安保両条約が極東の永久の平和と繁栄の礎石となるために必要な日米両国間の理解と善意を促進するために貢献したいと望んでいる。両条約が調印された結果、わたくしがこれまでそのために日本にきた特定の交渉上の責任は終つた。両条約にもとづく両国政府間の新しい取決めを交渉することについてわたくしはなにも責任をひきうけていない。これらの交渉は両国の正規の政府当局者が責任をもっている。

とくにわたくしは安保条約にもとづく行政協定あるいは日本の防備軍の問題を担当しているわけではない。トルーマン大統領はわたくしにたいし上院が両条約の批准を審議する際にじゆうぶん便宜をはかるように要請した。したがつてスパークマン、スミス両上院議員とここで合流することができたのはよろこばしい。われわれは上院にたいし両条約に関する情報をじゆうぶん与えるためともに努力するであろう。

しかしわたくしの来日の主な目的はわたくしが過去数ヶ月間講和のために努めた結果、日本国民にたいし深い尊敬の念をいただくにいたつたからである。これからわたくしがしようと思うことは、日米両国の問題および希望に関する相互の理解を深めて今後両国が平和に共存し、かつ、相互に援け合うことができるよう最善をつくすことである」

翌11日午前11時ダレス、スパークマン、スミス3者は放送会館で内外記者団と会見をした。この会見でダレス顧問は、羽田空港でのステートメントとほぼ同様の趣旨のステートメントを発表し、ひきつづき記者団との一問一答で

再軍備問題—日本としてはまず間接侵略にたいする自衛力をつくることが第1で再軍備はこれができるからはいる問題である。

中国問題—日本がいずれの政府を相手国として講和条約を結ぶべきかを日本にたいして押しつけることは考えていない。しかし日本側から質問があればわたくしの知っているかぎり伝えたい。

などなどを明らかにした。

これらからみてダレス一行の関心が中国問題にあることはよいにうかがわれた。また、記者会見で発表されたダレス一行の日程で同顧問が14日ユニオン・クラブ午餐会で演説すること、15および16の両日朝鮮視察をし20日離日すること、などが明らかにされた。

2 11日午後2時半から40分、ダレス、スパークマン、スミス3者は目黒官邸に総理を来訪。井口次官同席。筆者の日記には「桑港の思い出話に終始す。カーテシコール」と記入してある。

第3 井口次官ダレス会談(12日)

1 12日午前11時半井口次官、シーボルト大使の要請によつて司令部にいつたところ、ダレス顧問は「全然非公式の話として総理にお伝え願いたい」と前提して、次の趣旨を内話した。

「対日平和条約の上院提案は、多分1月中旬になるはずであるが、これには、国民政府承認問題が最も重要な関係をもつてくるものと思う。御承知のように、上院の批准は3分の2の多数を必要とするから、多数共和党議員の賛同者を獲得しなければならないのであるが、かれらの中には国府支持者が相当多い。今回同伴したスミス上院議員のごときはむしろ穏健派に属する方であつて、熱烈な国府支持者は、日本が米国の国府援助政策に同調することを強く期待している。自分としては、日本との早期和平をとなえ、長期にわたる占領継続を主張する軍その他の説得に成功し、その他英国等における日本の経済制限論、賠償問題、琉球・小笠原における主権問題、最後の捕虜条項挿入問題等について、できるだけ日本側の要請を容れ、内外の反対派を説得して桑港調印までもつてきたのであるが、国府承認については総理の御考慮を願いたい。

国民政府は、国連諸機関に入っており、したがつて日本の国連参加にたいして拒否権をもっている。すくなくとも台湾、澎湖島において現実にコントロールをもっている a government であるという現実の事態を認めて、これと友好関係にいるため

バイラテラルなアグリーメントをすることを日本側において考慮願えないものであろうか。これは、なにも国民政府を中国全体を支配する the government として承認することを意味するものでなくて de facto basis における a government として国民政府と友好関係にいることになるわけである。この点については、イギリス側とも話し合つたこともあるし、チャーチルの組閣後は中国問題にたいするイギリス側の態度についても多少変つてくるという風にも考えられ、昨日(11日)デニング大使とも話しをしてみたが、シーリアス・オブジェクションはないと思う。

国府の勢力の及ばない地域の問題は、今後の情勢に待つということになるわけで、もし中国本土において日本に友好的な政府ができれば、これと話し合いをするということも可能なわけだし、中共地域との貿易についても、国連の決議に反しないかぎり、もちろん続けてゆけるわけである。

このような案に日本側の賛同をえることができれば、条約批准問題の促進に非常に役立つと思うし、今後の日米間の諸問題たとえば行政協定、琉球問題、経済協力問題等によい影響を与えるものと思う」

これにたいし、井口次官は

「早速総理にお話し申しあげることにはしたいが、自分の考えを申しあげれば、原則的にはさして異論があるようにも思われぬ。結局フォーミュラの問題に落着くのではないかと考えられる。ダレス大使においても案があれば、それもお伺いできたら話を促進することに役立つと思う」

とのべて辞去した。

12日の次官・ダレス会談要録は、付録19に収めてある。

2 筆者の日記は「12日午後井口次官ダレス顧問シーボルト大使と会談。ダレス顧問から対日平和条約作成のため、日本の利益をはかつて苦心を重ねたことを述べ、中国問題について米国の希望にそうて国民政府相手に平和関係確立の方向へ前進するよう懇請した。その方向へ総理をもつてゆくよう事務当局として総理に助言されたいとの趣旨である。ダレス顧問の説明によると、米国としても国民政府を相手にして日本と中国との関係を全面的に解決されたいというのではない。中国における一つの政府としての国民政府を相手に同政府の権力の下にある地域と事項について平和関係にはいられたいとの考えであることを明らかにした。この考案に英国政府は異存がない。東京でデニング大

使にも話してあると付加した。また、新聞記者会見におけるスミス、スパークマン議員の応答は、つとめて緩和された形においてなされたものであつて、実際上は共和・民主両党とも日本政府は国府相手に平和関係にいるべしとの強硬な空気であるとの話であつた」と井口次官から聞いたことを書きとどめたうえ「次官は、ダレスの熱意に大いに動かされた」と語つた。わたくしは、ダレス顧問と両議員は案の定やつてきたなと感じた。ダレス顧問のごときインターナショナルローヤーといえども現実政治にかくまで法理をゆがめさせられるかと淋しく感じた。国際法というものは実に弱い」と感想を記入している。

第4 わが対処案の作成（12日）

1 ダレス顧問の要請は直ちに次官から総理に伝えと同時に事務当局は顧問の要請にそうわが方の対処案—国府と締結すべき条約案—の作成にとりかかつた。筆者の日記は「高橋、藤崎両君と3人で智慧をしぼつて日本としてゆきうる最大限度の案をつくつてみた」と記している。

事務当局作成の対処案は午後7時20分目黒官邸に持参した。総理はリッジウェイ総司令官の晩餐に出かけられた後で間に合わず秘書官に托して総理に提出しなければならなかつた。

2 事務当局作成の対処案は、

「日本国政府と中華民国国民政府との間の正常関係設定に関する協定」（要領）と題し

前 文

両国政府は、サン・フランシスコ平和条約に規定された原則に従つて極東の平和と安定とが確立されることを等しく希望することを明らかにするとともに、他方、中華民国の事態が現在のところ前記の平和条約第26条^{*}によつて日華両国の関係を全面的に調整することの不可能なることを確認し、

^{*} 条約不調印国との2国間平和条約締結に関する規定。

しかる上、中華民国国民政府が事実上政府として機能しつつある範囲内において、両政府間の関係を前記の平和条約の原則に従つて正常化し、且つ、懸案を解決することに決定して、

^{*} 国民政府が事実上政府としての権利を行使している地域及び事項の範囲内においてなす意味。

この協定を結ぶことを明かにする。

内 容

1 a. この協定の発効と同時に、日本の領域と台湾及び澎湖島の間には正常の交通関係（ノーマル インターコース）を開始すること、

b. 同時に、両国政府間に特派使節^{*}を交換すること。

^{*} 外交使節の表現は回避する。正式承認の意味をもたせぬため。

2. 両国政府は、台湾及び澎湖島について、対日平和条約第4条^{*}の規定する取極のため交渉すること。

^{*} 在台湾日本財産の処理について交渉する趣旨。

3. 中華民国政府は、中国戦争犯罪法廷の裁判を受け日本国で拘禁されている日本国民がこの協定の発効と同時に釈放されることに同意すること。

4. 日本国と台湾及び澎湖島との間の通商及び航海を最恵国待遇の原則の上に置くこと。

5. 別段の協定が締結されるまで、いかなる場合にも4年間、日本国政府は中華民国航空会社^{*}に与えている航空交通の権利を引き続き享有させること。

6. 以上の規定は、平和条約第21条^{*}の規定により中国の受ける利益を害するものではないこと。

^{*} 平和条約第21条によつて中国は、平和条約には署名していないけれども在中国特殊権益の放棄（10条）と在中国日本財産の清算（14条（a）2）の利益をうけることになっている。

7. この協定は、署名と同時に効力を生ずることとし、署名は、対日平和条約の発効後とすること。

^{*} 批准のごとき重々しい形式を回避する。

というものであつた。注は総理のため記入したものである。

上述のようにこの案を目黒官邸に持参したとき総理はすでに出かけられた後で直接手渡し説明することができなかつたので、案文第1ページの頭に「大臣 12日夕次官の命により研究いたしました結果は、下記の趣旨のものであれば可能であり、又、法理上も弁護できるとの結論であります。7時20分 条約局長西村」と記入して秘書官に依頼した。

3 13日午前目黒官邸で事務当局作成の対処案について説明し総理の了承をえた。その際総理の意見で表現上の修正が加えられた。すなわち

- (イ) 前文の「他方、中華民国の事態が……」を「他方、中国の事態が……」と改め、
- (ロ) 同じく前文の「……前記の平和条約第26条によつて日華両国の関係を全面的に……」を「…前記の平和条約第26条によつて日本国及び中国の関係を全面的に……」と改め
- (ハ) 同じく前文の「……中華民国国民政府が事実上政府として機能しつつある範囲内において……」を「……中華民国国民政府が事実上統治の権能を行使している範囲内において……」と改め、
- (ニ) 内容5の「中華民国航空会社」を「民航空運公司」に改められた。

4 事務当局は、直ちに総理の意見にしたがつて案文を整理し、かつ、英文を作成して次官に報告した。

筆者の日記は「13日午前目黒官邸にゆく。総理に昨夕作成の案を説明。了承される。表現について意見を述べらる。いずれも尤もなので、帰省してそのとおり訂正して井口次官に報告する」と記入している。

対処案の確定案文は英文とともに付録20に収めてある。確定対処案は、下記のとおりである。

日本国政府と中華民国国民政府との間
の正常関係設定に関する協定案(要領)

日本国政府と中華民国国民政府は、
極東の平和と安定が1951年9月8日サン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約に規定された原則に従つてもたらされるのを希望するので、

他方、中国における事態のため、現在のところ、前記の平和条約第26条によつて日本国と中国との関係を全面的に調整することが不可能であることを認め、

前記の平和条約の原則に従つて、且つ、中華民国国民政府が事実上統治の権能を行使している範囲内において、両政府間の関係を正常化し、及び若干の未決の問題を解決することに決定し、

よつて、次の規定を協定した。

- 1(a) この協定の発効と同時に、日本国の領域と台湾及び澎湖島との間には正常の交通が開始されること。
- (b) 同時に、両国政府間に特派使節を交換すること。

- 2 両国政府は、対日平和条約第4条(a)の取極を締結するために、交渉を開始すること。
- 3 中華民国国民政府は、中国戦争犯罪法廷の裁判を受け日本国で拘禁されている日本国民がこの協定の発効と同時に釈放されることに同意すること。
- 4 日本国と台湾及び澎湖島との通商及び航海は、最恵国待遇の基礎の上におくこと。
- 5 民間航空運送に関する協定が締結されるまで、日本国政府は、この協定の発効の時から4年間、現在民航空運公司に与えている航空交通の権利を引続き与えること。
- 6 以上の規定は、対日平和条約第21条の規定により中国が享有する利益を害するものではないこと。
- 7 この協定は、署名と同時に効力を生ずること。
- (注) この署名は、対日平和条約の最初の効力の発生後に行うものとする。

第5 総理ダレス会談(13日)

13日午後2時半から約1時間にわたり三井本館で総理とダレスの間に会談が行われた。井口次官とシーボルド大使同席。

まず総理から

「昨日のダレス大使のお話をきいた。原則において異存ない。事務当局で作成した一案をもつてきたから、見てもらいたい。元来、自分としては、中国問題、朝鮮問題などは武力のみではなかなか解決し難い。カウンター・インフィльтраーションによつて中国の民衆を共産党の勢力下から離す方策を併用することが必要ではないかと思う。この観点からすれば、なんといつても、同文同種の日本には、英米にくらべて一日の長があるわけだから、この日本側の経験を利用して、自由諸国のために将来一臂の力を添えることができるように考えている。中国が今日のような擾乱に陥つたのも、せんじつめれば、永年にわたる中国における列国の協調政策の破綻に基くわけで、中国問題の解決にはその協調政策の復活が必要である。すくなくとも英米両国政府間に中国政策に完全な了解の成立することが是非必要である。聞くところによれば、チャーチルは来月ワシントンを訪問するということであるから、中国問題につい

ても、よくお話をねがいたい。意のつくさないところもあるが、これについてはいづれメモにしてお帰りにするまでに御参考までにおとどけしたい」

と日頃抱懐する中国観を吐露せられ

これについてダレス顧問は、「昨日井口次官に話した要旨を書きものにしておいた」といつてそれを読みあげた後、総理から提示したわが方の対処案について

「研究した上でなければ意見を申すことは難しい。早速本国政府に連絡し、また、チャーチルがきた際にも懇談したい。イギリス側に陰でいろいろやつているような印象を与えることはできるだけ避けたいので、デニング大使にも連絡することとしよう。もつとも、デファクター・ガバーンメントとして国府との友好関係に入るためバイラテラル・アグリーメントをするという自分の案について蔣介石政府がただちに納得するかどうかということも残されているが、自分としてはできるだけ努力をしてみよう」とのべ、さらに総理のカウンター・インフィルトレーション論について、チトーにたいする米国側の政策とかソ連共産党のやり口などについてその著書 “War or Peace” の趣旨によつて、ひとくさり持論を展開するところがあつた。

会談録は、付録21に収めてある。

第6 朝鮮問題・賠償問題・南西諸島問題に関する資料の伝達

1 三井本館における総理ダレス会談に関し次官から説明を聞いた事務当局（西村）は、事務当局の作成にかかる対処案（協定案要旨）だけが先方に交付されて、事務当局が先方に提出されることを期待して準備作成しておいた(1)中国問題、(2)朝鮮問題、(3)賠償問題、(4)行政協定問題、(5)南西諸島問題、(6)平和条約未調印国との国交調整問題に関する文書とくに朝鮮問題、賠償問題、南西諸島問題に関する資料文書が会談で取りあげられなかつたことに失望した。「先方に差しだすよう準備してある文書はどうなるのか。差しだすよう先さんの了解をとつたのか」とたずねると、次官は事もなげに「話してあるよ。とどけていいよ」と答えた。

というしだいで同13日夕刻

朝鮮問題

Korea

Report on Japan-Korean Conversation

Report on Japan-Korean Conversation (continued)

(44)

賠償問題

Reparations

Basic Principles on Reparations

南西諸島問題

The Nansei Islands

“Practicable Arrangement” for the Southern Islands

の一連の書類が事務当局からシーボルド大使を経由してダレス顧問に伝達されたのであつた。

2 これらの書類は、すでにのべたように、付録13、14、16、18に収めてある。日韓国交が正常化され、また、賠償問題が解決した今日ここに掲げられた文書はもはや過去の文書としてしか意味をもたないが、付録18に収められた「南方諸島に関する実際の措置について」に盛られた当時のわが方の要請がそれから15年近くを経過した今日どの程度実現しているかを点検してみることは、はなはだ興味のあることである。

当時、政府は「相互に満足すべきアレンジメントができることは、日米国交のために最も望ましい。南方諸島に関する日米両国間の実際的な措置として、次のような措置について好意ある考慮をわずらわしたい」として次の諸事項を掲げている。

- (1) 米国は、南方諸島が日本の主権の下に残り、したがって住民の国籍に変更なきことを確認する。
- (2) 米国は、日本本土と南方諸島間の従前の関係を軍事上の必要なきぎり回復させることを容認し、とくに次の諸項については、南方諸島が日本国の一部として取扱われることを承認する。

移住、旅行

交易（関税を課さない）

資金の交流

漁業

日本円を南方諸島の法貨とする。

- (3) 米国は、日本が第三国と締結する経済、社会および文化上の条約において南方諸島を日本領土の一部として取扱うことを認める。

日本は、第三国にある南方諸島の住民にたいして保護権を行使し、今後第三国に

(45)

渡航する住民については、南方諸島に設置されるべき日本政府のエイジェンシーが旅券を発行する。これは、米国政府がこれらの者にトラベル・ドキュメントを発給することを妨げない。

- (4) 米国政府は、終局的には自己にサブジェクトではあるが、民政事項については原則としてこれらの諸島の自律（セルフ・ルール）を認めることとし、とくに次の諸項については、完全なる自律を認めることを宣言する。

現地住民間の民事および刑事事件に関する 裁判権
教育制度およびその実施

- (5) 米国は、南方諸島にある日本本土在住の日本人の私有財産権を確認し、かつ、これらの日本人が従来行っていた経済活動を再開することを容易ならしめるものとする。
- (6) 以上にかかわらず、米国が現在管治することを軍事上必要としない諸島については、米国は、行政、立法および司法上の権力を行使することを差し控えて、日本によるその行使を認める。

(注) 南方諸島のうち、米国の軍事施設の設けられているのは、琉球列島の沖縄本島、伊江島および小笠原諸島中の硫黄島のみであると了解している。

第7 日本商工会議所・米国商業会議所 合同午餐会（ユニオン・クラブすなわち今の東京会館）におけるダレス顧問の演説（14日）

1 ダレス顧問は、予定どおり14日日本商工会議所・米国商業会議所合同午餐会において演説した。

顧問は、この演説で

(i) サン・フランシスコ平和条約は和解の平和という偉大な理想に基づく史上空前の条約である。

(ii) 最終条件によつて日本にはいくつかの犠牲が課されたが、これは連合国政府が当然の権利と考えていた要求を放棄することによつて被むつた犠牲よりも大きくはない。

(iii) 4月の「恐怖なき平和」という講演でソ連共産党が平和にたいして展開していた神経戦を指摘し日本の安全を確保する諸取極を提案した。ソ連の軍事攻略にたいする恐怖感が広く行なわれているがこれは自由諸国民を恐れさせ集団的な防衛力が築かれるのを防止するのが目的であると述べた。現在もまだ危険な徴候はいろいろ認めら

れるが、すくなくともサン・フランシスコ会議前にみられた特定の恐怖感情は完全に消えさつた。総合的な結果として、本年当初ほとんど解決不能とみえた諸問題もすでに克服され来年は全く違つた種類の問題が提起されようとしている。

(iv) 日本人のなかには過去1年間に成就されたことによつて大きな喜びを味わうことができず失望している人がいるかもしれない。もしいるとすれば、それは日本が今年のはじめに望んでいたことが実現しなかつたためではない。日本の戦後の地位のために成就された大きな事件で日本が能動的というよりむしろ受動的な役割を演ずるのになかつたことによる。今後の情勢はだいぶ変つて、日本が平等な主権国の地位を回復すれば日本国民は受けると同時に与えることもできるようになる。

(v) しかし、平和条約の発効によつて平等な主権国となるにあつて日本国民は今後自分たちのすることを単独ではなく他国と協力してやらねばならないことを認識する必要がある。日本は他の主権国と違うような能力上の永久的制限や差別待遇を平和条約によつて課せられていないという意味で平等な主権を回復する。同時に日本は他の自由諸国が負っていると同じ道義的義務や国際連合の諸原則に均等に従わねばならないという意味でもまた平等となる。過去10年は国家の共同社会に生きるものとしての人類の教育が迅速に進歩した。日本国民はこの教育過程にある程度しか参加しえなかつた。この遅れを取りかえす必要がある。

(vi) 中立と非武装は過去には非常に尊敬された主権の表現であつた。米国もかつてはこの両者を実行しようとした。今日ほどの国も集団安全保障に寄与するのを拒絶する権利はない。また他国に占領され、搾取され、隣邦を攻撃する武器として利用される事態を招くほど自国を無防備の状態に放置しておくことも許されない。もつとも集団安全保障に参加せずとも独立を維持し他国を危険にさらさずにやつてゆける特殊な国がないでもない。スイスがその例である。スイスは大自然の要害に囲まれた山岳国家で侵略者の食欲を誘うような資源も重工業も持っていない。にもかかわらずスイス国民は毎年全国の壮丁に一般軍事訓練を施している結果欧大陸諸国のなかでも最も軍備の整つた国となつている。48時間以内にスイスは50万のよく訓練された武装の整つた軍隊を動員することができる。これを日本の人口に比例して考えるならば1千万の兵力となるのである。スイスのようなのは、例外である。だからこそ国連憲章は中立の原則を否定し集団安全保障の原則を打ち立てている。この国連の原則は対日平

和条約に織りこまれ、日米安全保障条約にも反映されているのである。

(ト) どの国にも安全保障というような不愉快な現実に関係するのをきらう人々がある。安全保障は不必要だとか、危険を冒してでも安全保障なしでやつてゆくべきであるという人々がいる。これは伝染病を前に予防接種をしたがらない人間とおなじである。しかしかれらといえども共同社会の一員であるから自分の生命ばかりででなく他人の生命にも影響するような危険を冒す権利は持つていない。そのような態度は自己を破滅に導くばかりでなく他人をも亡ぼすことを意味している。善隣諸国を傷つけるために利用される可能性のある国は、このように利用されることを許す権利を持たない。主権国家としての日本は自身にたいしてばかりでなくその隣国にたいしても自由世界の集団安全保障計画に参加する義務を負つていいる。

(チ) 集団安全保障に協力する義務とは、ここ当分の間実際的には米国に協力することを意味する。米国は侵略を阻止する力を持つほとんど唯一の国である。しかしいつまでもそうありたくない。侵略阻止の任務を世界各国が分担することを望み、そして、各国が侵略阻止を増加することを奨励する。日本が健全な経済を発展させ、また、軍国主義におちいることなくして自衛力を強化する能力を育成するためのタテとなる軍事力を現在西太平洋で持つていいるのは米国だけである。このような事実が日米安全保障条約の背景を成している。日米安全保障条約のもとで日本がまずやることは自由世界全体の安全のため、ごくわずか、それも費用をかけないで、貢献することである。日本は現在軍事的または財政的寄与はできまいが国連憲章に規定してある「便宜供与」という意味で重大な貢献ができる。

(リ) 対日平和条約の沖縄および小笠原諸島に関する規定の結果、米国は日本の隣人となつた。平和条約はこれらの諸島における残存主権を日本に残している。これは日本の強い要望に應えてそうしたものである。これら諸島の将来の統治形態が原住民の自然の希望と国際平和と安全保障の要求を調和させる友好的な方法で決定できるよう望み、また、そうできると信じていいる。

(ロ) 安全保障、領土問題のほかに日米両国は経済問題でも協力する必要がある。すべての国は経済分野で相互依存関係にあるが、ぼう大な人口をようし天然資源のとばしい日本においてとくにしかりである。日本は食糧、原料を必要とし原料を完成品にする機械を必要とし、食糧、原料の輸入代金を支払うためその完成品を輸出する海外

市場が必要である。自由世界とくに米国はこれらを与えうる。過去5年間に米国は正常の貿易のほかに贈与、借款などの形式で約400億ドルの対外援助を与えたが、日本もそのうち約20億ドルをうけている。が、国家がその経済の基礎を他国からの継続的援助におくことは健全でないのであつて米国としては、日本が自立体制を確立することを期待している。日本が自力でなんでもやれるようになれば、日本が自由世界のなかで健全な経済を発展できるようになる。国の繁栄は食糧、原料の多少や人口の多少によるのではなく人間の能力によるものである。この点で日本国民は優秀な能力をもつていいることをアジアで比類のない程度に示してきた。日本が誠実に刻苦勉励し政治・通貨面での安定を示すならば、他国はむろん最も経済力の強い米国民が日本の経済発展に協力するであろうことを確言する。

(ハ) 上来述べた諸事実から日米両国が協力することは当然である。しかし、日米協力を自分勝手な理由で嘆いていいる人たちが日本にあると同よう米国にも他国と協力しないで自分たちだけの道を歩けないことを嘆いていいる人たちがいいる。日米協力は良い結果をもたらす特異な可能性のある、よろこんで受け入れるべきものである。長い目でみると最も必要なのは、自由な東洋と自由な西洋が対等な立場で協力することが可能なことを実証することである。アジア諸民族は政治的自由と新しい威厳を獲得したが、現在、東西の間には古い支配・被支配の関係はぬぐい去られたが、まだこれに代るべき新しい関係が発展してないというより溝ができていいる。そして自己の勢力を拡張するため、東洋を西洋の敵たらしむべく、この状態を利用していいるものがある。この重大な時にあたつて予想しえない歴史の流れは、米国と日本をまず激烈な闘争に投げこみ、つづいて現在では東洋と西洋が友好関係をもちうることを実証する機会をつくりだす親密な関係にはいつた。アジア諸国は戦後の日米関係からなにが生れるかを見守つていいる。日本でわれわれ双方が直面していいる実験はむづかしい。しかしもしわれわれが成功すれば、その結果はわれわれ自身のみならず全人類のため大きな利益となる。これからの新しい実験で日本は積極的な役割を果さねばならないから実験が成功すれば、日本人はその成功を十分に享有するパートナーとなるのである。日米関係は排他的なものであつてはならない。日米両国とも東洋および西洋のすべての国と親密な関係をもちたいと考えていいる。しかし自由な西洋と自由な東洋が対等な立場で友好的に協力するのが可能であることを実証する人間関係の実験を行なうために

歴史の歯車は東洋から日本を西洋から米国を選んだのである。

との趣旨を述べた。対日平和条約および日米安全保障条約の締結を米国が強力に推進した所以のものならびに両条約下の日本から米国の期待するものがなへんにあるかをきわめて平易かつ率直に説示したものである。

ダレス顧問の演説の全文は（英文および和文）は、付録22に収めてある。

2 他方、同日午後7時丸の内工業クラブで開催された日英協会（会長駐日英国代表団長デニング大使）の戦後初の年次夕食会に招かれた吉田総理は、10分間ばかり演説されたが、そのなかで中国問題に言及し次のように英米間の意見一致を要望したことを付記しておきたい。

「英国は米国と相たずさえて和解と信頼の条約をつくりあげ、そしてその上下両院は大多数をもつてこの条約を批准することを決定した。われわれが世界において協力して平和を維持し自由世界の防衛のためにも協力しなければならない現在、英国と米国とがアジアの問題のうちとりわけ中国問題について意見の一致をみることが日本としては痛切に望ましいのである」

第8 総理ダレス会談（18日）

1 ダレス顧問の朝鮮訪問は、予報とことなり16日の1日で終わり、同日夜東京に帰来した。

1日において18日の午後2時半ダレス顧問はシーボルト大使を同伴目黒官邸に総理を来訪、会談約1時間に及んだ。井口次官同席。

2 総理から、「本日宮中において御陪食前、陛下に拝謁、貴大使の平和条約調印に至るまでの努力および今回来日後の活動についてお話し申し上げておいた」旨告げたところ、

ダレス顧問から、御陪食の栄を感謝するとともに「陛下からなかなか良い質問があり、また、おくつろぎになつていろいろお話をいただき恐縮に存じている」旨挨拶した。

ついでダレス顧問から、

「本日伺ひしたのは、先日お話しした国府との親善修交問題についてである。御承知

のように、先般日本の臨時国会で平和条約および安保条約審議の際、いかながら、中国問題について米国民に日本の真意を誤解させるような討論が行なわれた。のみならず米国上院議員のうちには、たとえばマッキヤラン、マロン、ジェナー、ケイン等従来平和条約に反対している議員もあり、また、国府支持論者は、過去における米国の対国府政策の失敗を埋め合わせる意味において、是非ともなんらかの形で国府を平和条約に加入せしめ地位を強化すべきであるとの議論をとなえておつた経緯もあつて、条約批准にたいする上院の空気は、かならずしも樂觀を許さないものがある。そこで、これを緩和し、条約批准を促進する見地から、先般来の貴総理との話し合いおよび13日の日本案を基礎として、本使あて貴総理の書簡案をものしてみた。幸いに総理の御同意をうればこの書簡をしかるべき機会に公表して国府問題に関する日米協調の実を米国民に知らしめ、批准促進に資したいと考える。その書簡案のなかには、あるいは多少日本側に好ましくない節もあるかと思うが、条約批准の大局的見地から貴総理の好意的御考慮をえたい。もし万一一条約批准に故障はいれば、せつかくお互いに調印にまでもつてきた過去の成果もむだになり、また、今後行政協定、信託統治問題、経済協力問題等について、せつかく日本側の要望をできるだけ達成しようとする自分の努力も至難のものとなることを心配している。この書簡の発送は、米国が日本にプレッシャーを加えたのではないかとの世間の誤解を避けるためにも、むしろ本使の帰米後にすることといたしたい。

本件については、来月2、3日頃ワシントンにくるはずのチャーチル、イーデンともよく話し合い、その上で国府側にあたつてみるつもりである。したがつて、書簡の公表は、上院の情勢ともならみ合わせ、大体1月中旬頃になると思われる。

英国の態度については、自分はあまり心配していない。サー・オリバー・リットトン（植民地相）の過般の言明にもあるように、中国問題にたいするイギリスの態度が漸次変つてゆく可能性がみられるからである。いずれにしても、英国および国府側との話し合いは、米国側でひきうける。また、書簡案中には、中共との貿易についてなにもふれていないが、これはオープンにして国連の決議に従うだけで、それ以上制限しようとする趣旨でないことを明らかにしておいた」

とのべた。

これにたいし総理から、

「一読したところ、別に異議はないと思うが、字句については研究の上御連絡することがあるかもしれない。書簡を公表する日時については、世論指導その他国会にたいする関係もあり、なるべく前広に打合せすることにした。

とくに台湾方面から書簡の存在がもれないように御注意ねがいたい」
とのべ、

ダレス顧問は、了承した。

会談録は、付録23に収めてある。

第9 中国問題に関する書簡案

18日の会談でダレス顧問が総理に手交した書簡案は、翻訳すれば下記のごときものであった。

「過般の国会衆参両院における対日平和条約および日米安全保障条約の審議に際し、日本の将来の対中国政策に関して多くの質問がなされ、言明が行われました。その言明のあるものが前後の関係や背景から切り離されて引用され誤解を生じましたので、これを解きたいと思います。

日本政府は、究極において、日本の隣邦である中国との間に全面的な政治的平和および通商関係を樹立することを希望するものであります。

国際連合において中国の議席、発言権および投票権をもち、若干の領域にたいして現実には施政の権能を行使し、および国際連合加盟国の大部分と外交関係を維持している中華民国国民政府とこの種の関係を発展させて行くことが現在可能であると考えます。この目的のため、わが政府は、1951年11月17日、中国国民政府に派遣された日本政府在外事務所を台湾に設置しました。これは、かの多数国家間平和条約が効力を生ずるまでの間、現在日本に許されている外国との関係の最高の形態であります。在台湾日本政府在外事務所に重要な人員を置いているのも、わが政府が中華民国国民政府との関係を重視していることを示すものであります。わが政府は、法律的に可能となり次第、中国国民政府が希望するならば、これとの間に、かの多数国間平和条約に示された諸原則に従って両政府の間に正常な関係を再建する条約を締結する用意があります。この条約の条項は、日本および中国国民政府の現実の支配下にあり又は今後入るべき領域について適用あるべきものであります。われわれは、中国国民政府とこの問題をすみやかに探究する所存であります。

中国の共産政権に関しては、この政権は、国際連合により侵略者なりとして非難されており、その結果、国際連合は、この政権にたいしてある種の措置を勧告しました。日本は、現在これに同調しつつあり、また、多数国間平和条約の効力発生後も、その第5条(a)(iii)の規定に従ってこれを継続するつもりであります。この規定により、日本は、「国際連合が憲章に従つてとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、かつ、国際連合が防止行動または強制行動をとるいかなる国にたいしても援助の供与を慎むこと」を約している次第であります。さらに、中国の共産政権は、日本の憲法制度および現在の政府を強力をもつて顛覆せんとする日本共産党の企図を支援しつつあります。これらの考慮から、わたくしは、日本政府が中国の共産政権と2国間条約を締結する意図を有しないことを確言することができます」
原文は、和文とともに付録24に収めてある。

第10 書簡案にたいするわが方の意見

1 18日の会談で総理は、書簡案を一読した後、「別に異議はないと思うが、字句については研究の上御連絡することがあるかもしれない」といわれた次第もあつて、事務局は早速19日午前書簡案を検討し事務局としての意見をとりまとめ英文を作成した。午後2時次官に提出説明。この意見書は、同日午後3時、ダレス顧問一行が目黒官邸に離日の挨拶に顔をだした際次官から顧問に手交された。

19日、筆者の日記は、こう記している。

「午前、次官から、18日午後話をきく。早速目黒官邸に行つて総理からダレスの書簡案をいただいた——事務局としての意見をたてるため。

高橋（通敏）君とふたりで意見を英文でまとめる。この意見は、書簡の最も嫌な点一しかし、それは、問題の中心をなすところである——「国府を相手に2国間条約を締結する」という表現は、黙過することにした。それは、昨日の会談で、ダレスから、この文句は日本政府に多大の異論あることを承知しておるけれども、米国上院の条約批准を確保するため、この表現だけはのんでもらいたいとの懇請があつたことを、井口次官が説明してくれたからである。この点、後日のため特記しておきたい。

総理は、昨日午後の会談で、日本政府の立場を容易ならしめるために、英米両政

府間に意見の一致をみだしてほしいということと米国の対日借款とか対日クレジット供与とかを具体化してほしいとのべられた。

午後2時英文意見を井口次官に渡し、一応説明して、3時左様ならいいにダレス顧問両議員が目黒に来ることになっているので、その節ダレスにこつそり渡すようにしてほしいと依頼した。(手交さる)」

2 ダレス顧問に手交された事務当局の意見書の要旨は

(1) 書簡案第3節の「...この目的のため、わが政府は、1951年11月17日、中国国民政府に派遣された (accredited to the National Government...) 日本政府在外事務所を...」の「国民政府に派遣された」とあるのを「国民政府の同意をえて」 (with the consent of the National Government) と改めたい。日本政府在外事務所はどの政府にも accredit された機関ではないから。

(2) 同じく第3節の「...わが政府は、法律的に可能となり次第、中国国民政府が希望するならば、これとの間に、かの多数国間平和条約に示された諸原則に従って両政府の間に正常な関係を再建する条約を締結する用意があります」の「両政府の間に正常関係」が英文で the normal relations between our Governments とあるのを the normal relations between the two Governments と改めたい。

(3) 同じく第3節の終りにある「...この条約の条項は日本および中国国民政府の現実の支配下に現にあり又は今後入るべき領域について適用あるものであります。われわれは、中国国民政府とこの問題をすみやかに探究する所存であります」 (....., the terms of such bilateral treaty to be applicable as regards the territories now or hereafter under the actual control of the Japanese and Chinese National Governments. We will promptly explore this subject with the National Government of China) を全部書き改めて「...この2国間条約の条項は、中華民国に関しては、中華民国国民政府の支配下に現にあり又は今後入るべきすべての領域に適用あるものであります。われわれは、中国国民政府とこの問題をすみやかに探究する所存であります」 (the terms of such bilateral treaty, so far as it concerns the Chinese National Government, are to be applicable as regards the territories now or hereafter under the actual control of that Government. We will promptly explore this subject with the National Gov-

ernment of China) をしたい。原文が条約の適用地域に関する特殊規定を日華双方に適用しようとしているところを中華民国のみに関する特殊規定たらしめたもので実質的な意義をもつ修正である。

(4) 第4節の冒頭「中国の共産政権に関しては、この政権は、国際連合により侵略者として非難されており...」 (As regards the Chinese Communist regime, that regime stands condemned by the United Nations of being an aggressor) を「中国の共産政権に関しては、この政権は、国際連合により侵略者なりとして現に非難されており...」 (As regards the Chinese Communist regime, that regime stands actually condemned.....) と改めたい。

(5) 同じく第4節の「さらに、中国の共産政権は、日本の憲法制度および現在の政府を強力をもつて顛覆せんとする日本共産党の企図を支援しつつあります」 (Furthermore, the Communist regime in China is backing the Japan Communist Party in its program of seeking violently to overthrow the constitutional system and the present Government of Japan) とあるところを「なお、1950年モスコーにおいて締結された中ソ友好同盟および相互援助条約は、實際上日本に向けられた軍事同盟であります。事実、中国の共産政権は、日本の憲法制度および現在の政府を強力をもつて顛覆せんとする日本共産党の企図を支援しつつあると信すべき理由が多分にあります」 (Furthermore, the Sino-Soviet Treaty of friendship, alliance and mutual assistance concluded in Moscow in 1950 is virtually a military alliance against Japan. In fact there are many reasons to believe that the Communist regime in China is backing.....) と改めたい。

というものである。

修正意見書の全文は、付録25に収録してある。

第11 書簡案の確定

ダレス顧問は、わが方の修正意見を全部容認し、20日、新案文を確定した。

新案文は、20日午後3時三井本館外交部でシーボルト大使から井口次官に手交された。

筆者の日記は、12月20日のところに「早朝ダレス顧問はDSにでて、当方の意見をいれた新案文を作成された由。午後シーボルト大使から次官へ新案文交付」と簡単に記している。

第12 ダレス顧問一行の離日（20日）

こうしてじゆうにぶんに来日使命を達成したダレス顧問・両議員一行は20日午前7時40分パンアメリカン機で羽田空港を出発帰国の途についた。

顧問は、空港で声明を発表し「来日の目的は果された」といい「日米友情の強化の確信」をひれきした。全文は、下記のとおりである。

「わたくしは来日以来10日間にわたりスパークマン、スミス両上院議員とともにいくつかの会談を行い、各地を訪問した。その結果、われわれは米国上院が対日平和条約および日米安全保障条約を審議するに際して必要とする諸問題について最新の情報と印象とをたずさえて帰国する。これがわれわれの来日の目的であり、この目的は果されたものと思う。東京でわれわれは政府ならびに国会の人々、実業・労働界の代表者と会談した。われわれはまた日本の農業、工業の活動状況を視察し、大阪、神戸および北九州地域を訪問した。農場で働く農夫、紡績工場、造船所、製鉄所などの労務者にも会った。かくしてわれわれは日本人労務者の勤勉さと日本国民が自国を自由世界のたくましい有力な一員にひきもどそうと努力している姿に強い印象をうけた。

わたくしは来日に際し交渉の責任を持つていないとのべたが、それをわたくしは再確認する。わたくしは全く交渉を行なつたのではない。われわれの会談は太平洋における米国の政策を広く説明し、そしてこれに対応する考え方を貴国の指導者から聞きとろうとする一般的な性格をおびたものにすぎなかつた。14日に行なつたわたくしの演説は、わたくしが今ここにのべた見解を明示している。われわれは平等の立場に立つて友好的な会談を行なつた。

われわれは当地でうけた温い歓迎に深く感謝した。そしてまた屈辱と差別待遇とを排除し、日本を国際家族において平等と名誉の地位にひきもどす平和条約をもたらすために米国が努力してきたことを一般に認められた点についても感動をうけた。わたくしは、この機会に、この点に関する米国の政策にたいしてあらゆる方法でわたくしに感謝を表明したいと念願しておられた数千万の日本国民にたいして感謝の意を表

明したい。新年は両国民を結ぶ友情のきずなをさらに強めるであろうという確信をもつて日本を去る」

第13 書簡の署名と交付

1 総理は、21日夕書簡に署名された。

筆者の日記は「21日夕総理書簡に署名された」と記している。

書簡の日付は「12月24日」である。20日午後次官から事務当局に手渡された確定書簡案（タイプしたもの）で宛名の Dear Mr.—の Mr. が消されて Ambassador Dulles と、また、日付のところに Dec. 24th, 1951と、また、末尾に Yours sincerely そして Shigeru Yoshida と鉛筆で書き入れてあつたしだいである。

2 総理の署名された書簡は翌22日午前井口次官からシーボルト大使に交付された。

筆者の日記は「22日午前「24日付」の書簡をシーボルト大使に交付」と記している。

20日午後受領の確定書簡案は、付録26に、また、22日午前先方に手交した総理署名の24日付書簡の原文と和文は、付録27に収めてある。

3 書簡の和文は下記のとおりである。

「拝啓

過般の国会衆、参両院における日本国との平和条約及び日米安全保障条約の審議に際し、日本の将来の対中国政策に関して多くの質問がなされ言明が行われました。その言明のあるものが前後の関係や背景から切り離されて引用され誤解を生じましたので、これを解きたいと思います。

日本政府は、究極において、日本の隣邦である中国との間に全面的な政治的平和及び通商関係を樹立することを希望するものであります。

国際連合において中国の議席、発言権及び投票権をもち、若干の領域に対して現実に施政の権能を行使し、及び国際連合加盟国の大部分と外交関係を維持している中華民国国民政府とこの種の関係を発展させて行くことが現在可能であると考えます。この目的のため、わが政府は、1951年11月17日、中国国民政府の同意をえて日本政府在外事務所を台湾に設置しました。これは、かの多数国間平和条約が効力を生ず

るまでの間、現在日本に許されている外国との関係の最高の形態であります。在台湾日本政府在外事務所に重要な人員を置いているのも、わが政府が中華民国国民政府との関係を重視していることを示すものであります。わが政府は、法律的に可能となり次第、中国国民政府が希望するならば、これとの間に、かの多数国間平和条約に示された諸原則に従って両政府の間に正常な関係を再開する条約を締結する用意があります。この2国間条約の条項は、中華民国に関しては、中華民国国民政府の支配下に現にあり又は今後入るべきすべての領域に適用あるものであります。われわれは、中国国民政府とこの問題をすみやかに探究する所存であります。

中国の共産政権に関しては、国際連合により侵略者なりとして現に非難されており、その結果、国際連合は、この政権に対するある種の措置を勧告しました。日本は、現在これに同調しつつあり、また、多数国間平和条約の効力発生後も、その第5条(a)項の規定に従ってこれを継続するつもりであります。この規定により日本は、「国際連合が憲章に従つてとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合が防止行動又は強制行動をとるいかなる国に対しても援助の供与を慎むこと」を約している次第であります。なお、1950年モスコーにおいて締結された中ソ友好同盟及び相互援助条約は、實際上日本に向けられた軍事同盟であります。事実、中国の共産政権は、日本の憲法制度及び現在の政府を、強力をもつて顛覆せんとする日本共産党の企図を支援しつつあると信すべき理由が多分にあります。これらの考慮から、わたくしは、日本政府が中国の共産政権と2国間条約を締結する意図を有しないことを確言することができます。

敬 具

1951年12月24日

吉 田 茂

在ワシントン国務省

ジョン・フォスター・ダレス殿

第14 日米経済協力に関する総理のダレス顧問宛書簡

1 ダレス顧問の滞日中総理と顧問の会談にさいし日米経済協力が話題にのぼったことは記録の示すとおりである。総理は、ダレス顧問一行の離日後直ちにその後を追うて顧問あて書簡をもつて両国の経済協力とくに米国の対日借款に関する要望を申しおくれた。

(58)

書簡は、12月22日付で、24日午後井口次官からシーボルト大使へ手交しワシントンへ転送方を依頼したものである。

書簡原文は、付録28に収録してある。

2 その内容は、だいたい下記のごとき趣旨である。

「東京御滞在中言及いたしました米国の対日借款についてじゅうぶん意をつくさなかつたのではないかと存じますので本書簡をしたためるしだいであります。

わたくしの政府は、国民にたいして政治的および経済的に米国と最大限に協力することの重要性を強調しております。他方、わが国には日米協力を妨げる目的をもつて米国の意図をわい曲して激越な宣伝を行う分子—必ずしも共産主義者とは限りません—があります。

現在、日米間に経済的共同戦線ならびに政治的共同戦線を樹立するために為すべきことが多々ございます。たとえば、われわれは銅およびアルミニウムのような重要物資を一部はわれわれのためドル為替をかせぐため一部は自由世界の安全保障にたいするわれわれの分担として、できるだけよけい米国に供給いたしたいと思ひます。しかしわたくしどもは重大なる電力不足に直面しております。水力電源は豊富に存在しますが、これら電源の開発に緊急必要とする資本を持ちません。合衆国からの借款は、一つは政治的の、いま一つは経済的の、二羽の鳥を一石をもつて殺すゆえんでありましょう。それは日本にたいするアメリカの意思と政策をドラマチックにかつ明白にデモンストレートいたすでしょう。

このような借款がワシントンで考慮されているとのニュースそのもの一たとえ確認されていないものでありまして一は有益な心理的效果を生み日米共同戦線を堅固にすることを助けるだろうと信じます。

この借款が実現するよう貴殿の御理解と御支援をこいねごうや切なるものがあります」

第15 駐日米国大使・米英の対中国政策・共産中国にたいする逆滲透に関する総理のダレス顧問宛意見伝達

1 総理が、12月13日のダレス顧問との会談で、対中国政策について日頃抱懐せられる意見を吐露し、かつ、米英両国政府の協調の必要を説かれたうえ、「意のつくさな

(59)

いところもあるが、これについてはいずれメモにしてお帰りにするまでに御参考までにおとどけしたい」といわれたことは、上記のとおりである（第5 総理ダレス会談（13日）参照）。

総理は、この約束にしたがい、12月27日付メモとして(1)駐日米国大使、(2)米英の対中国政策、(3)共産中国に対する逆滲透に関する意見をダレス顧問宛申しおくれた。

メモはダレス顧問滞在中に間に合わなかつたので、そして、その内容が駐日初代米国大使の人選にふれていたの、シーボルト大使を経由することなく、28日リッジウェイ最高司令官にワシントンに転達方依頼されたのであつた。

12月28日付リッジウェイ最高司令官宛総理の依頼状と12月27日付ダレス顧問宛総理のメモの原文および和文は、付録29に収めてある。

2 総理のメモの趣旨は、このようなものであつた。

(1) 駐日初代米国大使

「トルーマン大統領は、平和条約の効力発生後最初の駐日大使として適当な人の任命の問題を考慮中であると報ぜられている。駐日米国大使の地位の重要なことは多言を要しない。日米間の外交関係再開第1年において、とくにしかりである。アメリカは、真に第1級の大使—世界的な名声と権威があり、高邁な識見あり理解あるステイツマン外交官を送ってくれるものと期待している。ところで、貴下は、わが国の現情も、必要とすることも、国民の感情なり希望なりも、最もよく知っておられる。アメリカ政府が日米双方の利益のために至大の重要性を有するこの地位につくべき適任者を求めるについて、できれば貴下から助言していただきたい」

(2) 米英両国の対中国政策の一本化

「往昔、中国における排外主義をよく抑え、また、一応の安寧秩序を確保するをえしめたものは、列強の提携であつた。今日、意味は異なるが、やはり列強とくに米英両国の一致の必要が認められる。

中国に関する目的および政策において米英間に一致がなければ、日本政府として中国との関係をどのように進めてゆくかをきめることは、不可能になつてくる。連合国による占領下においては、日本は、中国問題に正面から取り組む必要がない。サン・フランシスコでは、中国代表問題は、巧妙に回避された。しかし、独立国としての日本は、独自の中国政策をもたざるをえないであろう。

現在のワシントンとロンドンの間における中国問題に関する見解の相違は、日本に一つのディレンマを投げかけるものである。ひとたび両大国がひとつの明確な政策に一致するならば、われわれとしては、自身の希望や利害はさしおいて、すすんで同調し、全体主義的圧制と奴隷化を事とする勢力にたいする自由諸国の共同戦線の強化に資するであろう。明年1月の米英最高首脳国会談がわれわれのディレンマにたいする回答を与えんことを希望する」

(3) 共産中国にたいする逆滲透

「アメリカは、共産主義の進出を抑えるために、ロシアおよび中国の国境に沿つて防衛線を築くことに懸命である。しかし、軍備だけでは、せいぜい赤の軍事的侵略を防ぐことができるだけのことである。共産主義思想の目に見えない侵入を防止するわけにはゆかない。クレムリンが自由諸国を武力で征服する前の準備工作として、まず不平不満を醸成し思想のうえでこれを征服するために、自由諸国に人と金を注ぎこんでいることは、周知のところである。中国にたいしてこちらから逆に滲透戦術を試みてはどうか。

われわれは、中国の事態が鉄のカーテンの背後でどうなっているか、なにも知らない。また、このカーテンの外に軍備の垣をめぐらすだけでは、これをどうしようもないわけである。

共産主義の教化の仕方の組織化された熟練さ、残虐性、暴力性にもかかわらず、共産主義が中国人の精神を征服し中国人固有の個人主義を払拭してしまつたとは考えられない。「アメリカの声」なる放送は、中国民の間にくすぶっている忿懣をもちつづけさせ、自由への願望の焰をあおるに役だっているであろう。しかし、中国民の只中に人を送りこんで中国のあちこちに反共運動を起すのを助けさせたらどうか。かかる逆滲透によつて中国の交通をサボタージュし、阻害し、ひいて、いつの日にか、かにくむべき圧制を顛覆するための地ならしをすることもできる。

日本は、中国に地理的に接近していること、また、両国の間の文化上・言語上の結びつき、個人的なつながりの故に、他の中国関係のことにおけると同よう、この面においても重要な役割を演ずべき地位にある。中国の逆滲透は試むべきである」

第16 中国問題に関する総理書簡の公表（1952年1月16日）

1 1952年1月14日井口次官が先方の求めによつてシーボルト大使を訪問したところ、大使は

「国務省の電報によれば、去る10日イーデン外相、アチソン長官、ダレス顧問の会談で国府承認問題—これよりさき吉田総理のダレス顧問宛書簡はフランクス大使を通じてイーデン外相に内示されていた—を取りあげた際に、イーデンは、この問題は平和条約に規定するとおり、英国としては、日本自身が決定すべき問題と考えているしだいであつて、ダレス宛総理書簡に明示されている日本側の決定を阻止し、もしくはひるがえさせようとするごときなんらの措置もとる意思はない。ただ従来イギリスとしては、この点に関する日本側の決定は、平和条約の発効後にされることを望んでいたしだいであるが、米国の政情ことに平和条約批准にたいする上院側の態度をじゅうぶん了解できるから、日本が条約批准促進の見地からかような措置をとるとしても、これがため英米間および日英間の関係の緊張ないし悪化をきたすようなことはない。ご安心ありたい。また、発表の時期についても、もとより日本自身の決定すべき問題であり、英国としてはこの問題をさして重要視していないとのべ、日本側の方針を納得したしだいである」

と告げ

「欲をいえば、英国が日本の方針に全面的に賛成してくれることを希望したわけであるが、中共を承認している英国にたいしては、それは無理な注文であろう」

と付言した。つづいて大使は

「ついては、米国政府としては、上院外交委員会が15日から条約の審議にはいる予定なので、総理書簡は、できれば、15日朝刊に出したいと思うので、日本側で15日午後4時ないし5時（日本時間）に発表願えないものか。ダレスとしても非常に希望しているので、総理の意向をうかがつてほしい」

と中国問題に関する総理書簡の15日午後4時ないし5時（日本時間）公表方を要望するところがあつた。

次官は

「お話の趣旨は早速大磯にある総理に連絡のうえ御返事いたしたい。自分の考えで

は、日本政府としても一応閣議にはかる必要があると思われるが、15日は休日で定例の閣議も16日にくりのばされたので、16日正午（日本時間）に公表することになれば好都合と思う」

とのべたところ、大使は

「上院の関係上急ぐには急ぐけれど、1日くらいのことはなんとかなるだろうし、早速国務省に電報しよう」

といつた。

2 14日午後、大磯の総理に連絡したところ、英国側が納得したのは結構であるけれども台湾政府の意向はどうであるかを聞いてもらいたいとのことであつた。

3 よつて、次官は、同14日午後再度シーボルト大使を往訪し上記のしだいを伝えた。シーボルト大使は

「この点については、自分の承知するかぎりでは、総理の書簡案について、いろいろ打合せの際、ダレスは、限定承認の点については数回国府側との間に往復があり、その話合いにもとずいて、現に支配し、また、将来支配するに至るべき地域にかぎり云々という字句を取りいれたともらしていた。しかし、総理の御注意もあり、念のために、至急ワシントンに電報して結果を明15日午前中に御連絡いたそう」

とのべた。

4 15日午前11時次官シーボルト大使往訪。

大使は

「発表の日取りは日本の希望どおり16日正午、ワシントン時間15日午後10時、とすることに異存ない。

国府の限定承認にたいする意向については、昨日お話し申し上げたとおり、在台北米国大使宛の手紙で、これに異存ない旨をのべておる経緯がある。この点は、国府側の立場もあり敢秘に願いたい」

旨を次官に告げた。

5 1952年1月14日および15日の井口次官シーボルト大使会谈録は、別添付録30に収めてある。

6 書簡は、16日午前の閣議に報告、正午内閣から公表された。

7 筆者の日記は、次のように記している。

「14日 12月24日付中国問題に関する総理のダレス顧問宛書簡について、米英会談において英国側は日本の方針を了承し日本が独立国として国府と国交回復をはかることに異議を申し立てぬことをシーボルド大使から井口次官に連絡があつた。なお国府も既に米国政府にたいしてダレス顧問のいう as a Government of China としてその事実上権力を行使している又は行使すべき範囲内に適用あるべき平和解決の方式に異存なき旨を明らかにしており、その点については文書もある趣を説明してくれた。

夕刻、総理書簡の日本語を藤崎君とかためた。

明日の祭日（成人の日）の午後藤崎君の方で英文と和文を用意してくれる手筈をきめた。

16日 午前閣議報告—岡崎國務相（内閣官房長官）—正午官房長官から書簡を公表。その前に和文および英文を島津（久大）官房長から陳中国代表団顧問に、島（重信）参事官からクラットン英代表団次席に手交。在京外国通信員にたいしては宮崎情報文化局長から11時すぎ交付、但し正午プレスリリースとして。

中国問題にたいする政府の方針は、これで、一応内外にむかつて確立されたことになる。この実施準備をアジア局と協同して早急に進めることとする」

8 島参事官の記録によれば、書簡を受領したクラットン公使は、一読して事前に通報をうけたことにたいし謝意を表した後「本件について英国は全然日本側に圧力を加えなかつたことはご承知のとおりである。したがって、この決定は日本自身が行なつたものであるが、それが果して wise なものであるかどうかは何人も断定することができないであろう」とのべている。参事官は、また、公使の表情その他から判断して英国使節団は本件についてすでに情報をうけているもののように見うけられたと付記している。

中国問題に関する日本の決定については、上記1月14日シーボルド大使から井口次官に通報されたイギリス側の態度は、1月10日のイーデン・アチソン・ダレス会談の内容についても、1月16日公表のことについても、当のイーデン外相が1960年公刊した回顧録 Full Circle の19～20ページに記述しているところと、感触の点において、大いに異なるものがある。付録32の Full Circle 抄について参照ありたい。

島参事官の記録は、付録31に、また、イーデン首相回顧録 Full Circle 抄は、付録32に収めてある。

第17 米国上院の議事（1952年1月16日）

1 書簡は、約にしたがい、ワシントンでは現地時間15日午後10時に公表された。

2 翌16日の上院でスパークマン議員は発言を求め

「この議事録のわたくしの発言の末尾に、発表されたばかりの吉田総理発ダレス氏宛書簡の全文を印刷しておくことを全員一致をもつて承諾ありたい。スミス議員およびわたくし自身のためにこの要請を提出するものである。上院が対日平和条約の審議を開始しようとしているこの時機にそれははなはだ重要なことであると思う。

書簡は1951年12月24日付であるが、昨夜12時日本で吉田総理によつて公表された事実各位の御注意を喚起したい。したがって、この際われわれがこの書簡に少々注意を払うことは当然のことであろう。

わたくしの発言の一部として全文を議事録に印刷しておいていただきたいと申しているのだから、ここで書簡の全文を読みあげて時間をとるようなことはいたさないが、この書簡で日本の総理大臣がその政府は法的に可能になりしだい国民党中国と平和条約を締結すべき旨の積極的な保証を与えている事実留意ありたい。これはスミス議員、ダレス氏およびわたくしが12月に日本に滞在中大いに論議をたたかわしたところである。

日本総理大臣のとつた行動は勇気のある行動である。日本には、かれの政府のなかには、このような行動はとるべきでない、たしかに合衆国と英国とがこのような行動を可なりとする共同戦線を実現しないかぎりとするべきでないといった考えかたをする者がたくさんいるからである。

これが英国の希望にそうものでないことをわれわれは知っている。これは合衆国政府の希望にそうものである。この合衆国の希望をスミス議員、ダレス氏およびわたくしは滞日中日本政府と日本国民に知ってもらおうと最善の努力をしたのであつた。

これは日本の総理大臣の立派な行動だと思う。対日平和条約の審議にあたつてわれわれはこれを重視しなければならないと思う。

ここに書簡の全文を印刷することに全員の御賛同をお願いする」

とのべた。

副大統領は、ここにおいて議場にはかつたところ反対者なく、よつて書簡全文を議事録に印刷すべきことを命じた。

ついでスミス議員が発言を求め

「最近日本訪問中この重要問題についてともにはたらく 光栄をもつたダレス氏およびスパークマン議員に敬意を表したい。スパークマン議員とわたくしはともに外交委員会極東小委員会の委員であつてダレス氏の示唆要請にもとづいて 同氏に随伴して日本にまいつたが、それは対日平和条約の批准が上院の議にのぼる場合、日本の政府が中国のどちらの政府を承認しようとしているかを同僚各位が理解しておいでになることがいちばん重要であると思つたからである。

日本総理大臣の書簡は、新日本の政府が国民党中国と平和条約を締結し共産中国を承認するためのあらゆる交渉を拒否する旨の保証である」

とのべた。

ついでノーランド議員は

「日本総理大臣が日本政府のためとられた措置はきわめて 重要なものである。

日本政府は条約によつて可能になりしだい中華民国政府と条約を締結するであろうとのこの明確なる陳述は対日平和条約の批准にたいし上院の議場であげられてきた一部の反対論を大部分解消さすものであるとスミス議員においては思われないか。

スミス議員の御答弁をきく前に、私見によれば今や対日平和条約が合衆国上院の圧倒的多数によつてすみやかに批准されない理由はどこにもないと申したい」

と発言したにたいし、スミス議員から

「スパークマン議員とわたくしは日本による 中国国民党政府承認問題が上院の対日平和条約批准にあたつて遭遇する一つの困難であらうと考えたので、日本にくるようにとのダレス氏の招請をうけいれたのである。言われるとおり、これはわれわれが得たいと思つていた保証、平和条約批准直後の日本政府の意図について 議員各位を安心させるような保証である。

わたくし自身こうなつたことを有りがたいと思ひ、また、自身これらの興味ある交渉に参加することができたことを有りがたいと思ひしだいである。加えて、それは所属を異にするわれわれふたりが共同の目的のためにはたらく 機会でもあつた一この

共同目的たるや、達成するため努力する価値あるものであつたことに議員各位すべて御同見であり、そして、その達成をともによろこびくださるものと確信する」

と答えた。

3 この上院議事録 Congressional Record, Proceedings and Debates of the 82d Congress, Second Session, Washington, Wednesday, January 16, 1952 No. 6 は、1月22日付の送状でシーボルト大使から総理にとどけられたものである。

議事録の該当部分とシーボルト大使の送状は、それぞれ付録33および34に収めてある。

第18 総理書簡にたいするダレス顧問の返簡

1 中国問題に関する 総理の書簡にたいしてダレス顧問は1952年1月16日付返簡をもつて要旨次のように答えた。

「中国に関する日本政府の意向を表明された1951年12月24日付の貴簡を外交郵囊使で受領しました。この明確なステートメントにより、貴総理が懸念されているように対日平和条約および日米安全保障条約の批准について行われた論議に際して行われたことが前後の関係や背景から切り離されて引用されたため生じたかも知れない誤解は、一掃されるにちがいありません。

わたくしは、貴簡にたいして感謝し、貴総理がこの困難にして論争の種となつている問題にたいして取られた勇敢にして直截な態度に敬意を表します」

2 返簡は、17日、国務省によつて公表された。

その原文および訳文は、付録35に収めてある。

第19 中国問題に関する総理書簡にたいする各国の反響

1 国 府 の 反 応

18日午後4時、国府葉外交部長は木村在外事務所長を招致し、同日夕国府において発表の予定である声明文のテキストを手交し、次のようにのべた。

(1) 日本政府今回の決定は、中共の実体をじゆうぶんに把握し日華両国国交の恒久的基礎を確立したものとして敬服と欣快に堪えない。国府は日本政府がすみやかに代

表を選任し至急平和条約の商議を開始することを希望する。

- (2) 今後の日華経済提携について、国府としてはMS Aスケネク団長の提唱する島内産業の開発を希望しているが、日本側の好意的援助を期待しておる。
- (3) 日本政府在外事務所の権限拡張に関する先般の日本外務省の在京中国ミッションにたいする申入れにたいし同意の旨本日訓令する手筈であるが、その前でも日本事務所が暗号使用の必要を認める場合にはとくに承認するから申入れられたい。

2 その他の国の反応

1952年1月20日付事務当局作成の「中国問題に関する書簡に対する各国の反響」なる調書によれば

- (1) アメリカでは、諸新聞および議会筋は、本件措置を歓迎し上院における批准が容易になったこと、および、反共の線に貫ぬかれるアメリカの極東政策に一致した措置であることを説いた。国務省においても、17日に、本件について日本側に圧力を加えたことはないと言明し、18日本件書簡に謝意を表明するダレス顧問の返信を発表した。
- (2) イギリスでは、アメリカとちがつて、タイムズ紙をはじめとする大新聞は、おおむね批判的な論評を掲げた。日本側の決定はアメリカ側の圧力によつて行われたのではないかとの疑問を一ように掲げ、この決定によつて将来多くの困難の生ずべきことを警告した。また、一部には当時進行中の朝鮮休戦会議への影響を心配する向きさえあつた。外務省筋でも19日スポークスマン談として、言外にアメリカの圧力によること、および、事前にじゅうぶんイギリス側に連絡のなかつたことを不満とするかのような言明がなされた。いずれにせよ、イギリス側は、この措置によつて多少困惑しているもののようであつた。
- (3) 国府では、むろん日本政府の決定を歓迎した。16日午後何世礼在京中国代表団長はその意味の談話を行なつた。現地台北からの報道は、一ように安堵と歓迎の意を伝えた。しかし国民政府自身の態度は、すこぶる慎重であつて、17日の新聞報道は、本件書簡に関して(イ)「法的に可能となりしだい」とはいかなる意味か、(ロ)平和条約締結の可能性の「探究」には誰が当るのか、および、(ハ)中日平和条約をサン・フランシスコ条約と同時に発効させることに関する日本側の態度はどうか、の3点について日本の態度を打診する意向であると報じた。ついで18日には葉外交部

長の名において正式の発表が行われ（上記木村在外事務所長報告参照）、(イ)国府側は常に早期対日講和問題について連合国と協力してきたこと、(ロ)中国と日本との講和は不当にひきのばされてきたこと、(ハ)国府側はいつでも中日平和条約締結のための交渉にはいる用意のあること、(ニ)日本側が中共政權および中ソ同盟条約に関する確固たる態度を表明したこと、ならびに、国連援助の方針を明らかにしたことを歓迎するものなることを声明した。

- (4) 中共では、19日までのところ本件を無視する態度でなんらの報道もなかつた。しかし19日のモスクワ放送によれば、同日のソ連各紙にニュースとして本件書簡が報道された由であるから、いずれ近いうちに中共側の反響も明らかにならう。
- としている。

1月18日接受の木村在外事務所長来電と1月20日作成の事務当局調書は、それぞれ付録36と37に収めてある。

また、1月16日の何在京中国代表団長の声明と1月18日の葉国府外交部長の声明は、付録38に収めてある。

なお、新聞報道によると、23日朝8時の北京放送は、北京政府が章漢夫外交部副部長の名で吉田書簡に関する声明を発表したこと、および、その声明が「中国人民は米日反動派および蔣介石のいかなる侵略計画をも打破るものである」とのべていることを明らかにした。北京政府のこのような反応は当然予想されたところである。

第20 中国問題に関する書簡に関する総理の内奏（1952年1月21日）

総理は、1月21日午後中国問題に関する書簡について内奏された。

内奏の資料として事務当局が1月20日に作成して総理に提出しておいた調書は、付録39に収めてある。

この調書は、もともと1月15日事務当局において起草し翌16日の閣議における岡崎国務相の報告の材料に供したものに20日筆を加えて総理の内奏資料としたものである。

第21 南西諸島に関する総理の内奏

1951年12月の日米交渉に際しわが方であらかじめ用意した議題に南方諸島問題

がふくまれており、会談途上12月13日夕刻わが方の要望を盛つた一般的な陳述および「南方諸島に関する実地的な措置について」がダレス顧問にとどけられたことはすでに記述したとおりである（第6参照）。

1952年4月24日、総理は、南方諸島の地位についての日米間のこれまでの話合いの経緯について内奏された。

総理の内奏の資料として事務当局が4月23日に作成し総理に提出したものを付録40として、便宜、本調書の末尾に収めておきたい。

（1966・4・12 稿了）

付 録